

「緑の募金」及び「岐阜県緑の基金」顕彰要領

制 定 平成17年4月1日

全部改正 平成24年3月6日

第1 目的

「緑の募金」及び「岐阜県緑の基金」（以下「緑の募金等」という。）に対して多額の寄附を行った個人又は団体及び緑の募金等の活動等（以下「募金活動等」という。）に功績のあった個人又は団体に対して、謝意等を表するとともに、これからの緑の募金等の推進、発展に資する。

第2 顕彰の種類

- (1) 感謝状の贈呈は、緑の募金等に多額の寄附を行った個人又は団体に対して、客観的かつ適正な基準に基づいて公正に行うこととし、緑の募金等の種類及び寄附金の額により、農林水産大臣、林野庁長官、公益社団法人国土緑化推進機構（以下「機構」という。）理事長、岐阜県知事及び公益社団法人岐阜県緑化推進委員会（以下「委員会」という。）会長の感謝状とする。
- (2) 表彰状の贈呈は、募金活動等において顕著な功績があり、緑の募金等の運動の推進に多大な貢献をした個人又は団体に対して行うこととし、機構理事長及び委員会会長の表彰状とする。

第3 感謝状の対象者

- (1) 感謝状の対象者は、寄附を行った個人又は団体であって、その寄附額が別表1に掲げる基準に該当するものとする。
- (2) 感謝状の贈呈を受けた個人又は団体が、再び寄附を行い、感謝状の贈呈の要件を満たす場合は、重ねて贈呈の対象として取り扱うことができる。
ただし、同一個人又は団体に対する感謝状の贈呈は、同一年度内1回限りとする。

第4 表彰状の対象者

- (1) 表彰状の対象者は、募金活動等において顕著な功績があり、緑の募金等の運動の推進に多大な貢献をした個人又は団体であって、別表2に掲げる基準に該当するものとする。
- (2) 表彰状の贈呈を受けた個人又は団体が、その後3年間を経過して再び表彰状の贈呈の要件を満たす場合は、重ねて贈呈の対象として取り扱う。
- (3) 表彰の要件
 - ① 緑の協力員等でその功績が顕著で他の模範であると認められる者

- ② 地域（地区）及び団体でその功績が顕著で他の模範であると認められる者
- ③ 緑の募金等の従事者で、募金活動等の普及・定着、拡大等に当たって、その企画、指導、実行等において、他の模範となる顕著な功績を挙げている者

第5 顕彰の申請

- (1) 委員会理事長は、紺綬褒章並びに農林水産大臣、林野庁長官、機構理事長の授与基準に該当する場合は、機構の「国土緑化顕彰要領」（平成22年4月21日制定(国緑22第139号)）に基づき、機構理事長へこれを申請する。
- (2) 委員会理事長は、岐阜県知事の授与基準に該当する場合は、岐阜県の「林政部所管に係る知事名及び林政部長名による感謝状、賞状の授与取扱要領」（平成17年10月15日適用）に基づき、知事へこれを申請する。

第6 顕彰の方法

感謝状及び表彰状の伝達は、委員会の代表者が感謝状及び表彰状の贈呈者に代わって行うことができるものとする。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、顕彰の実施に当たって特に必要とする事項が生じた場合には、委員会理事長が定めることができる。

附 則

- 1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、公益法人の設立登記の日から施行する。（平成24年3月6日理事長決裁）

別表 1

感謝状贈呈基準

区 分		紺綬褒章	農林水産大臣 感謝状	林野庁長官 感謝状	国土緑化推進 機構理事長 感謝状	岐阜県知事 感謝状	岐阜県緑化推 進委員会会長 感謝状
緑の 募金	個人	紺綬褒章等の授 与基準（昭和 55 年 11 月 28 日閣議 決定）による	500 万円以上	100 万円以上 500 万円未満	30 万円以上 100 万円未満	—	10 万円以上
	団体		1,000 万円以上	200 万円以上 1,000 万円未満	50 万円以上 200 万円未満	—	
緑の 基金	個人	—	—	—	—	100 万円以上 200 万円未満	10 万円以上
	団体	—	—	—	—	200 万円以上 の私財	

- 注 ① 同一の個人又は団体から同一年度内に 2 回以上の寄附があった場合には、その合計額をもって寄附の額とする。
- ② 同一の個人又は団体から 2～3 年間連続して寄附があった場合には、2～3 年目の寄附額はその合計額とする。ただし、岐阜県緑化推進委員会会長感謝状は単年度の額とする。
- ③ 農林水産大臣感謝状については、当該寄附により紺綬褒章を受章したもの（申請中のものを含む。）は対象としない。
- ④ 個人の集合体である職場が寄附を行った場合又は職場と職場を統括する団体とが共同して寄附を行った場合（職場から寄附の額が当該寄附の額の 5 割以上の場合に限る。）には、個人の基準を適用するものとする。
- ⑤ 上記②に基づく感謝状の贈呈は、当該 2～3 年の間において、区分ごとに 1 回に限るものとする。

別表 2

表彰状贈呈基準

区 分		国土緑化推進機構理事長表彰状	岐阜県緑化推進委員会会長表彰状
緑の 募金	個人	岐阜県緑化推進委員会会長表彰の要件を満たし、緑の募金運動の推進に特に多大な貢献をしている者	①緑の協力員等でその功績が顕著で他の模範であると認められる者 ②緑の募金従事者で、募金事業の普及・定着、拡大等に当たって、その企画、指導、実行等において、他の模範となる顕著な功績を挙げている者
	団体	岐阜県緑化推進委員会会長表彰の要件を満たし、緑の募金運動の推進に特に多大な貢献をしている者	①地域（地区）及び団体でその功績が顕著で他の模範であると認められる者 ②緑の募金従事団体で、募金事業の普及・定着、拡大等に当たって、その企画、指導、実行等において、他の模範となる功績を挙げている者
緑の 基金	個人	—	緑の基金造成事業の普及・定着、拡大等に当たって、その企画、指導、実行等において、他の模範となる顕著な功績を挙げている者
	団体	—	

内部決裁用寄附・功績調書様式

(団体の場合)

寄 附 ・ 功 績 調 書

1 団体名及び代表者	
2 住 所	
3 団体設立の経緯	
4 活 動 の 概 要	
5 功 績	「〇〇〇」の趣旨に賛同し、平成 年 月 日 多額の寄附（ 万円）をされ、国民参加の森林づくり を多大の貢献をされた。

(個人の場合)

寄 附 ・ 功 績 調 書

1 氏 名	
2 生 年 月 日	
3 本 籍	
4 現 住 所	
5 現 職	
6 功 績	(団体の場合を参照)